

徳島県規則第二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年徳島県規則第一百一号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の(表)及び様式第九号の(表)中「※」を「※・嘸※」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第七号及び様式第九号に相当する改正前の様式第七号及び様式第九号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。